平成２１年（フ）第５５２号
函館市中道１丁目11番13号
債務者　野地　慎也
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５５３号
北海道北斗市谷好４丁目２番17号
債務者　近藤　鈴子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５５４号
北海道北斗市谷好４丁目２番17号
債務者　木村　和子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５５９号
函館市石崎町661番地
債務者　山田　　薫
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５６７号
函館市富岡町２丁目39番１号
債務者　石田　富春
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５６９号
函館市海岸町10番38号
債務者　平野さとみ
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２５０号
群馬県邑楽郡大泉町坂田４丁目５番３号
債務者　田代　政悟
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２５２号
群馬県太田市牛沢町152番地５
債務者　橋本ゆかり
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２３３号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸534番地の４
債務者　髙橋　　薫（旧姓長澤）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第４５１号
静岡県浜名郡新居町浜名2790番地の１
フォーチュンシティW―107号室
債務者　光木　雄一
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２９７７号
名古屋市守山区小幡２丁目７番６号　二宮方、住民票上の住所愛知県春日井市朝宮町１丁目30番地４　サンシティ朝宮Ｂ棟202号
債務者　宮本あゆみ
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０７１号
名古屋市北区喜惣治２丁目75番地　喜惣治荘Ｔ３棟205号
債務者　齊藤　あや
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２６５号
名古屋市昭和区御器所１丁目１番19号　エッフェル鶴舞66―308号
債務者　福羅　裕樹
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３４５号
愛知県日進市藤枝町前田５－１　エルシエロ日進太陽の館507、住民票上の住所愛知県尾張旭市北原山町鳴渕1719番地
債務者　荻須奈美子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７８号
青森県八戸市大字十六日町17番地　マイビル405号、前住所青森県八戸市大字新井田字寺沢18番地７　プラトン横浜Ｅ305号
債務者　金澤　　博
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２８７号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字沖中６番地３
債務者　佐々木雅猛
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３１４号
青森県八戸市大字田面木字エヒサ沢２番地１－７棟５－５号、前住所青森県八戸市長者１丁目１番４号　コーポタキヤ１－Ａ
債務者　桜井　健太
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３１５号
青森県八戸市大字河原木字谷地畑83番地１市営Ｂ１－４－２
債務者　田中　常夫
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係